

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 大阪府人事委員会の勧告を踏まえ、給料表、地域手当の支給割合、単身赴任手当の基礎額及び加算額並びに勤勉手当の支給割合の改定その他所要の改正を行います。
- 2 この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用します。ただし、地域手当及び単身赴任手当の加算額に係る改正は平成28年4月1日から施行します。